

お知らせ『りしり富士』

国民健康保険被保険者証の更新について

会計課税務こくほ係

現在使用している国民健康保険被保険者証は、令和5年7月31日までの有効期限となっており、期限を過ぎると医療機関での診療を受けることができなくなります。

次の日程で被保険者証の更新を行いますので、指定された日時にご参集願います。

なお、下記日程で旅行などにより都合が悪く更新を受けられない方は、随時役場会計課窓口又は鬼脇支所にて更新します（休日を除く）ので、7月31日までに必ず手続きするよう願います。

また、75歳以上の「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方は、今回の更新手続きの対象ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします。

持参するもの

- ・印鑑
- ・現在使用している保険証（カード様式 右の見本）

令和5年7月31日
有効期限

国民健康保険被保険者証

記号 利尻富士 番号 123456

氏名 利尻富士 太郎

世帯主名 利尻富士 太郎

住所 北海道利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6番地

生年月日 昭和47年9月12日 性別 男

資格取得年月日 平成22年4月1日

交付年月日 平成22年4月1日

保険者番号 0111991

保険者 利尻富士町 Tel 0163-82-1111



月 日	実施場所	時 間	対象地域
7月12日(水)	大磯自治会館	13:00~13:25	大 磯
	本泊自治会館	13:30~14:10	本 泊
	富士岬自治会館	14:15~14:40	富 士 岬
	湾内自治会館	14:50~15:15	湾 内
	野塚自治会館	15:25~15:55	野 塚
	雄忠志内自治会館	16:05~16:30	雄 忠 志 内
7月13日(木)	野中自治会館	13:00~13:15	野 中
	南浜自治会館	13:25~13:40	南 浜
	沼浦自治会館	13:50~14:05	沼 浦
	石崎自治会館	14:15~14:30	石 崎
	旭浜自治会館	14:40~14:55	旭 浜
	鯨泊自治会館	15:05~15:20	鯨 泊
7月14日(金)	鬼脇支所	10:00~15:00	金崎・鬼脇・清川 ・二石・鬼脇全域
	役場ロビー	10:00~15:00	富士野・栄町・本町 ・港町・鷺泊全域

令和5年度分の国民健康保険税率及び課税限度額につきましては、下記のとおり所得割がそれぞれ減額改正、後期高齢者支援金分課税限度額が増額改正となっております。また、国保税軽減対象となる所得基準額については、5割軽減及び2割軽減の基準額が引き上げられます。国保加入者皆様方の特段なるご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお、国民健康保険税納付書につきましては、7月上旬に送付予定となっておりますが、納期限内に納付下さいますよう、あわせてお願い申し上げます。

1. 国保税（医療給付費分）の税率改正

項目	改正前(令和4年度)		改正後(令和5年度)
所得割（世帯の所得に・・・）	7.00 %	⇒	6.80 %
資産割（資産税に・・・）	50.0 %	⇒	35.0 %
均等割（世帯員一人につき）	27,000 円	⇒	27,000 円
平等割（一世帯につき） ※特定世帯は2分の1減額。 ※特定継続世帯は4分の1減額。	26,000 円	⇒	26,000 円

2. 国保税（後期高齢者支援金分）の税率改正

項目	改正前(令和4年度)		改正後(令和5年度)
所得割（世帯の所得に・・・）	2.50%	⇒	2.30%
均等割（世帯員一人につき）	9,000 円	⇒	9,000 円
平等割（一世帯につき） ※特定世帯は2分の1減額。 ※特定継続世帯は4分の1減額。	8,500 円	⇒	8,500 円

3. 国保税（介護納付金分）の税率改正

項目	改正前(令和4年度)		改正後(令和5年度)
所得割（2号被保険者の所得に・・・）	2.00%	⇒	1.70%
均等割（世帯員一人につき）	15,000 円	⇒	15,000 円

4. 国保税の課税限度額の改正

項目	改正前(令和4年度)		改正後(令和5年度)
医療給付費分	650,000 円	⇒	650,000 円
介護納付金分	170,000 円	⇒	170,000 円
後期高齢者支援金分	200,000 円	⇒	220,000 円

5. 国保税の軽減対象となる所得基準額の改正

項目	改正前（令和4年度）		改正後（令和5年度）
7割軽減	43万円＋（給与所得者等の人数－1） ×10万円以下	⇒	43万円＋（給与所得者等の人数－1） ×10万円以下
5割軽減	43万円＋（給与所得者等の人数－1） ×10万円＋（28.5万円×被保険者）以下	⇒	43万円＋（給与所得者等の人数－1） ×10万円＋（29万円×被保険者）以下
2割軽減	43万円＋（給与所得者等の人数－1） ×10万円＋（52万円×被保険者）以下	⇒	43万円＋（給与所得者等の人数－1） ×10万円＋（53.5万円×被保険者）以下

※特定世帯とは…国保加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって、国保に残る加入者が1人となってから、5年間が経過するまでの世帯です。

※特定継続世帯とは…特定世帯がさらに3年間延長されます。

この3年間の世帯を「特定継続世帯」といいます。

後期高齢者医療被保険者証の更新について

会計課税務こくほ係

現在ご使用中の保険証は有効期限が令和5年7月31日となっております。8月以降は使用できなくなります。

令和5年度の黄色の新しい保険証を順次発送しますので、到着後は新しい保険証（有効期限が令和6年7月31日）をご使用下さい。

なお、今お持ちの橙色の保険証は、お手数ですが破棄するか、役場または鬼脇支所へ返証願います。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証につきましては、対象となる方に同封していますので、8月以降は新しい証（黄緑色）をお使い下さい。

※限度額適用・標準負担額減額認定証は非課税世帯の方、限度額適用認定証は現役並み所得世帯の方が対象となります。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和6年 7月31日
交付年月日	令和5年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

後期高齢者医療制度の見直しについて

会計課税務こくほ係

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。

■均等割の軽減

●**保険料均等割軽減の所得判定基準が、次のとおり見直しされました。**

※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	
	【令和4年度】	【令和5年度から】
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	変更なし
5割軽減	43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + (53万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※保険料の計算方法や所得割・均等割・限度額についての変更はありません。

※令和5年度の保険料については、7月に個別にお知らせいたします。

(お問い合わせ先)

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

【電話】011-290-5601

利尻富士町役場会計課税務こくほ係

【住所】〒097-0101

北海道利尻郡利尻富士町鷺泊字

富士野6番地

【電話】0163-82-2123

【再周知】宗谷地域公共交通計画策定に関するアンケート調査へのご協力をお願い

宗谷総合振興局地域政策課・役場企画政策課

5月17日発行のお知らせ『りしり富士』にてお知らせしておりました「公共交通に関するアンケート調査へのご協力をお願い」については、回答期限が6月30日（金）までとなっております。「宗谷地域公共交通計画」の策定に向けて意見などを参考としたいため、対象となる16歳以上（高校生以上）のみなさまには回答のご協力についてよろしくお願いいたします。

○計画策定の趣旨

近年の地域公共交通を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進展、自家用車の普及など社会情勢の変化に伴う利用者の減少や、慢性的な人手不足による運転手の高齢化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用者の大幅減など極めて厳しい状況となっている。

こうした中、地域の公共交通を維持・存続していくためには、交通事業者の経営努力のみならず行政、住民、団体、企業などの地域全体が課題を改めて認識するとともに、地域一体となった利用促進の取り組みが必要であることから、地域住民の生活を支え、広域連携による新たな社会に対応した持続可能な将来の交通体系の確保に向け、広域計画を策定する。

○アンケート内容

5月17日に配布している「公共交通に関するアンケート調査へのご協力をお願い」をお読みいただくか、右記QPコードからご確認ください。



7月の診療予定について

鷺泊診療所

7月の診療予定は以下のとおりとなっております。時間内に受診していただきますようお願いいたします。風邪症状で受診を希望される方は事前に電話（82-1038）でご相談下さい。

月	火	水	木	金
3 午前 吉永医師 午後 浅井医師	4 午前 楠原医師 午後 鈴木医師	5 午前 楠原医師 午後 鈴木医師	6 午前 鈴木医師 午後 休診	7 午前 楠原医師 午後 吉永医師
10 午前 鈴木医師 午後 浅井医師	11 午前 楠原医師 午後 楠原医師	12 午前 鈴木医師 午後 鈴木医師	13 午前 楠原医師 午後 休診(秀峰園回診) 午後4時～整形外科	14 午前 吉永医師 午後 鈴木医師
17 海の日	18 午前 楠原医師 午後 吉永医師	19 午前 鈴木医師 午後 楠原医師	20 午前 村尾医師 午後 休診(往診)	21 午前 吉永医師 午後 楠原医師
24 午前 吉永医師 午後 浅井医師	25 午前 楠原医師 午後 吉永医師	26 午前 鈴木医師 午後 中田医師	27 午前 村尾医師 午後 休診(秀峰園回診) 午後4時～整形外科	28 午前 浅井医師 午後 鈴木医師
31 午前 吉永医師 午後 浅井医師				

※都合により医師変更・休診となる場合があります。

※受付時間 午前：8時30分～11時 午後：1時～3時

お知らせ『りしり富士』

自衛官採用試験のご案内

自衛隊稚内地域事務所

種目（受験年齢）	採用種目の概要	試験日	受付
自衛官候補生 【男子・女子】 (18才～33才未満)	陸は2年、海・空は3年（自衛隊候補生の3か月間含む）の任期制隊員コース。入隊して3か月間は自衛官候補生として経験を積み、その後2等陸・海・空士に任命されます。任期終了後は民間企業への就職か、継続任用が選択できます。選抜試験に合格すれば曹への昇任も可能です。	9/25 (試験会場： 名寄駐屯地予定)	7/1～ 9/5
一般曹候補生 (第2回目) 【男子・女子】 (18才～33才未満)	部隊の中核である曹を養成するコース。陸・海・空の各部隊で経験を積み、入隊後、2年9か月以降、選考により曹へと昇任します。	1次試験 9/16 (試験会場： 稚内地方合同 庁舎予定)	7/1～ 9/5
航空学生 【男子・女子】 海(18才～23才未満) 空(18才～21才未満) ※海・空とも高卒者(見込含)又は 高専3年次修了者(見込含)	航空自衛隊及び海上自衛隊のパイロット養成コース。高校卒業後、最も早く機長として活躍できます。	1次試験 9/18 (試験会場： 旭川駐屯地予定)	7/1～ 9/7
防衛大学校学生(一般) (18才～21才未満) ※高卒者(見込含)又は高専3年 次修了者(見込含)	将来、各自衛隊の幹部自衛官となる者(パイロット要員を含む)を4年間の修業期間において養成するコース。	1次試験 10/28 (試験会場： 旭川駐屯地予定)	7/1～ 10/18
防衛医科大学校医学科学生 【男子・女子】 (18才～21才未満) ※高卒者(見込含)又は高専3年 次修了者(見込含)	将来、医師である幹部自衛官となる者を養成するコース。	1次試験 10/21 (試験会場： 旭川駐屯地予定)	7/1～ 10/11
防衛医科大学校看護学科学生 【男子・女子】 (18才～21才未満) ※高卒者(見込含)又は高専3年 次修了者(見込含)	保健師・看護師である幹部自衛官となるべき者を養成するコース。	1次試験 10/14 (試験会場： 旭川駐屯地予定)	7/1～ 10/4

■お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部稚内地域事務所 電話 0162-33-1227

(稚内市末広5丁目6番1号)



お知らせ『りしり富士』

「外来種防除会」の開催について

利尻富士町教育委員会・利尻町立博物館

昨年に引き続き、利尻山への外来種侵入を防ぐため、外来種「コバノハイキンポウゲ」の防除作業を行います。登山靴に付着した種子を洗う場所よりも上部に生えているため、登山道へも拡大していく可能性があります。

この機会にぜひ、興味のある方のご参加をお待ちしています。

日程 7月17日(月) 午後1時30分～午後3時00分 *雨天・悪天時は中止

場所 甘露泉水～北麓野営場の歩道脇(集合は、午後1時30分に北麓野営場管理棟前)

申込 先着20名前後(〆切は7月13日まで)。

教育委員会(82-1370)か博物館(85-1411)へご連絡ください。

持ち物 作業用軍手かゴム手袋、気象条件に合わせた服装、タオル、飲み物、虫よけなど。
作業用の器具やゴミ袋は不要です。



令和5年度サマージャンボ宝くじ ～市町村振興全国自治宝くじ～

今年のサマージャンボ宝くじは
1等・前後賞合わせて7億円。

○発売期間 7月4日(火)
～8月4日(金)

○抽選日 8月18日(金)

賞	当選金額	本数
1等	5億円	24本
1等の前後賞	1億円	48本
1等の組違い賞	10万円	2,376本
2等	5万円	2,400本
3等	1万円	24万本
4等	3,000円	240万本
5等	300円	2,400万本

(発売総額 720億円・24ユニットの場合)

- ・この宝くじの収益金は明るく住み良いまちづくりに使われます。
- ・この宝くじはパソコンやスマホでネット購入ができます。
(<https://www.takarakuji-official.jp/> 「宝くじ公式サイト」で検索)